

第56回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第56回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和7年2月18日（火） 午後2時00分から午後3時20分まで

会場：富山市新総曲輪6番15号 Toyama Sakura ビル5階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

<議事>

議案第1号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山市決定）
…7・5・268号 富山駅横断東線の変更

議案第2号 富山高岡広域都市計画地区計画の決定について（富山市決定）
…布市駅周辺地区における地区計画の決定

<報告>

次期都市マスタープランの策定状況について

(5) 審議概要

事務局：(開会宣言)

事務局：(代理出席者、欠席委員の紹介)

事務局： 現在、審議委員20名中、16名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第6条第2項に規定する定足数に達していますことをご報告いたします。

会長：(あいさつ)

会長： 今回の署名委員として「神山委員」と「富樫委員」をお願いしたいと思います。

神山委員： 了承。

富樫委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第1号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)
(議案第1号について説明)

会長： ありがとうございます。議案第1号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 事前にいただいた資料の中に、富山駅横断東線の一部を一方通行にする旨の記載がありませんでしたが、記載しなかったのは何故でしょうか。

事務局： 事前配布した資料(議案書、資料集及び報告事項)は、都市計画決定図書をベースに作成していることから、一方通行に関する記載はありませんでした。委員の意見を踏まえ、今回のような複雑な内容の場合は、次回以降、変更の内容がわかる資料を提供できたらと考えています。

委員： 本件の変更において、最も重要な部分だと思います。線路北側の既存市道(市道富山駅北5号線 以下、既存市道)は、都市計画道路堀川線(以下、堀川線)に信号が設置されることから交通に支障はないと考えますが、線路南側の新たに整備する市道(以下、新設市道)へ進入するために、堀川線北側から右折する車と、堀川線を北方向に進む車は交差が十分できる

でしょうか。

事務局： 新設市道と堀川線の交差点部分に信号機がないことから、交通に支障がないのかとのご指摘だと思いますが、一方通行化する際の進入経路等の交通規制については警察と協議しており、信号機の設置には他の信号機と一定程度の離隔が必要だと言われています。現在、中央郵便局前交差点に信号機が設置されており、既存市道と堀川線の交差点部分に新設の信号機を設置する場合、新設市道との離隔がないため、設置は厳しいと警察から回答がありました。そのため、新設市道と堀川線の交差点部に信号機を設置する予定はありませんが、今後の状況に応じて警察と協議していきたいと考えています。

委員： 信号機を設置しない場合、堀川線から新設市道へ右折することができるか検討はしていますか。

事務局： 警察と交差点協議を行い、右折レーンの設置などで進入をスムーズにできるように構造的な話はこれからしていきます。

委員： この位置関係だと、中央郵便局前交差点が混んでいる場合、新設市道や富山駅横断東線等で通り抜けができるため、ショートカットとして利用されるのではないのでしょうか。

事務局： 想定として0台とは言えませんが、幹線道路である堀川線を通過する方が多いのではないかと思います。堀川線から新設市道へ右折し富山駅横断東線を南に向かう場合でも、信号機があるため、堀川線を通過した方が時間も短いと思います。

委員： 送迎用車両の停車帯を新設するとのことですが、何台ほど停車する想定でしょうか。富山の県民性なのかどうかはわかりませんが、現在も停車帯の乗降場はありますが乗降以外の目的での利用があり、渋滞の原因となっています。乗り降りしてすぐに発車するよう促しても、富山県民は守らない実績は出ています。それに対する対策はありますか。

事務局： 送迎用車両の停車帯は5台を計画しています。長時間の停車に対しては、新設市道沿いに短時間駐車場を整備することを検討しています。また、長時間停車をする方々へのマナー啓発も検討しています。

委員： 現在の啓発活動では守られておらず、富山駅西側の乗降場は迎えに来た車が停車することで混雑しています。同様に今回の場所も迎えに来た車が常在することで、乗降場の5台に対して、数十台の車が並んでいる状況が

目に見えていると思うので、再度、警察と協議していくべきだと思います。

会 長： 金沢市にも道路上の乗降場はありますが、長時間の利用者はいません。短時間駐車場の設置も検討されており、迎いの車はそちらに誘導するなど、富山県全体としてマナーを守っていただくようにドライバー教育をすることで、乗降場に長時間の停車が減ると考えておりますので、地道に取り組んでいただくことが一番だと思います。

委 員： 新設市道は両側2車線で整備予定とのことですが、ショートカットに利用されることを防ぐために、西から東へ抜ける方向は必要ないのではないのでしょうか。

事 務 局： 短時間駐車場等の高架下へ向かうために必要があります。

委 員： 既存市道はスペース上、両側2車線にすることはできないという認識でよろしいのでしょうか。

事 務 局： 既存市道は幅員6メートルであります。高校生等歩行者の通行量も多いことから、歩行者の安全確保のため歩道空間を設置したいと考えており、現状の幅員では両側2車線にすることは困難です。

委 員： 既存市道と堀川線の交差部分における信号機は、高校生が横断することを想定して設置するものでしょうか。

事 務 局： はい。その通りです。

委 員： 生活者の目線ということで、身障者の方々が利用される場合の工夫点とか配慮点などありましたら教えていただきたいです。

事 務 局： 5台の送迎用車両停車帯のうち、1台は身障者が利用できるような優先枠として計画しております。

委 員： 道路全体において、例えば短時間駐車場から車椅子で移動する場合等が想定されますが何か対応策はありますか。

事 務 局： 高架下の計画についてはこれから検討を進めてまいります。点字ブロックや段差のない構造を考えていきます。

委 員： 介助者や当事者のことも考えてお願いしたいと思います。

委員： 市道牛島町線から富山駅横断東線に入り、既存市道を通過し、新設の信号を右折することで距離的にはショートカットになるため、こちらを利用する車が増えると思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 赤江町交差点（牛島町線と堀川線の交差部分）の交通解析を行い、信号の切り替えとともに車が通り抜けられるという数値結果が出ております。必ずしも0台ではありませんが、通過の距離、時間を考えても、細いクラック部分を通るよりも、幹線道路を通る方が通行しやすいなどの影響があるのではないかと考えています。

委員： 既存市道に歩道を整備するということで、例えば、歩道と車道の境界をうねらせ速度を低下させるクラック道路を検討しコミュニティ道路化してみてもいかがでしょうか。速度が出ないような構造に工夫することで、最初に入ってくる車はあるかもしれませんが、一度、この道の方がより時間がかかることを経験すれば、ショートカットする車が減少すると思います。また、速度を落とすことにつながるとしますので、もし、そういった効果が見込めそうであれば検討いただければと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。具体の設計はこれからですので、警察や道路管理者と協議し、設計を進めていきたいと思っています。

会長： ありがとうございます。通り抜けや渋滞への懸念が多かったかと思いますが、まずはソフト対策で対応いただけたらと思います。他にご意見等がありますでしょうか。ご意見が無ければ、議案第1号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 異議が無いようですので、議案第1号は原案どおり議決させていただきます。次に、議案第2号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第2号について説明）

会長： ありがとうございます。議案第2号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 資料集2-2で地区計画の範囲を図示されていますが、整理番号13-14の西側1枚と整理番号16-17の西側3枚の田んぼはなぜ地区計画の

対象にならなかったのでしょうか。所有者が拒否されたのでしょうか。このような穴になった農地を残すのはお互いに良くないのではと心配ですが、その理由はなんですか。

事務局： 開発予定のあるエリアに対して地区計画をかけることが原則です。しかしながら、この農地については周辺が宅地に囲まれた営農しにくい土地になる懸念がありました。本来であれば、この農地も含めて地区計画をかけることが私たちの理想と思っていました。しかし、この地権者さんに今回の計画を何回か説明していただきましたが、将来、農地として使いたいという意向がありました。地区計画の決定においては、地権者の全員の合意を得て進めたいという方針もありましたので、今回はエリアから外させていただきます。

委員： 永遠にここが宅地化できないということはよくご理解の上、納得されてエリアから外れたならいいですが、相続時にその相続人の方からどうして、というようなクレームを受けるのではないかと心配していますが、いかがでしょうか。

事務局： 開発事業者を介してご本人さんにも説明させていただき、そのご子息の方にも説明してほしいということで、その方にも説明しご理解いただいた上でこういう形になっております。

委員： 地区整備計画に、道路に接する部分は原則、生垣とありますが、この強制力はどれぐらいありますか。生垣は同じものが並んでいる分には綺麗ですが、全く手入れしなくて道路にはみ出したりすることが、何十年後かに起きるような場所もありますので、その辺についての指導の権限はどのくらいあるのか、教えていただけますか。

事務局： 建築時に地区計画で定めた内容について適合してるかどうか審査し、申請者に適合通知書を出しています。その後の維持管理については、把握しきれていない部分もあるため、それに対し指導には至っておりません。

委員： 地権者の意向で本地区計画のエリアから外れたということですが、地区計画のエリアとなると宅地並み課税等税制が変わるのでしょうか。

事務局： 農地部分は現況通りの課税となります。宅地化される部分は課税の評価が変わります。

委員： 地権者はそのことを理解されているのでしょうか。本地区計画の対象になれば、農業も続けられるし、将来宅地化も可能ではないのでしょうか。

事務局： その件も含めて話をしましたが、そのままにしたいという意向でした。

委員： 本地区計画の対象地は農振農用地域で優良農地でしょうか。

事務局： 第二種農地です。

会長： 街路の計画は既に終わっていますか。

事務局： 民間の開発の中で道路の計画はできています。布市新町の道路と繋がるような形で道路の計画はされております。正式な設計は、本地区計画の計画決定後に行われると伺っています。

委員： 理由書に、無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止する、とありますが、市街化調整区域であれば、こういったものは想定されないと思いますが、どういったら市街化調整区域の中で無秩序な個別開発ができるのでしょうか。

事務局： 市街化調整区域の中でも50戸連坦や農家住宅や分家住宅等の個別的な開発が認められていますので、それを点で行われてしまうことによる開発を考えております。

委員： 個人的には、50戸連坦等の他で認められているものが無秩序であるような表現にも聞こえますのでこの一文は不要だと思いますが、そういったことであれば承知しました。

会長： ありがとうございます。他にご意見等がありますでしょうか。ご意見が無ければ、議案第2号は原案のとおり議決させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 異議が無いようですので、議案第2号は原案のとおり議決させていただきます。次に、報告事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：報告資料）
（次期都市マスタープランの策定状況について説明）

会長： ありがとうございます。報告についてご意見・ご質問があれば伺いた

いと思いますがいかがでしょうか。

委員： スライド13の基本方針のポイントに、多様な交通モードの連携によるシームレス化や、スライド15のこれからのコンパクトなまちづくりの特徴に、シームレスにつながった多様な交通モード、とありますがこのシームレスという言葉はポピュラーでしょうか。市民の方々にわかりやすいように代えられないでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。今後、シームレスという言葉について、もう少し検討を深めていきます。

委員： このタイミングで都市計画審議会にこの報告をした目的はなんでしょうか。

事務局： 最終的には都市計画審議会への付議を経て、都市マスタープランを策定したいと考えており、そのステップとして検討委員会での検討や市民へのヒアリングを行っています。付議の際に皆さまにお示しするよりも、進捗状況を説明してご意見を聞きながら進めていく方がよいと思い、途中段階ですがこのタイミングで説明させていただきました。

委員： 丁寧な対応でよいことだと思いますが、今後のスケジュールに常任委員会での説明がなく、議会が必要無いように見えます。市民が選んだ議員で構成される議会、その常任委員会への説明も今後のスケジュールに記載していただければと思います。

事務局： 記載には漏れていますが、議員の皆様にも説明した上でこの計画を策定していきます。また、今後、地域別説明会があるため、その前にお示ししながら進めていき、パブリックコメントの前には建設委員会で説明していきたいと考えています。

委員： 継続して丁寧な審議と多くの市民の皆さんの声が反映されるような計画になることを願っておりますので、どうかよろしくお願いします。

委員： 今年の3月までの完成に向けて、地域計画の面積目標値を検討しました。農家の皆様に5年後、10年後に農地を縮小するかアンケートしたところ「わからない」という回答がありました。これは、国の法律が変わったり制度が変わったりすることにどう対応していけばわからないことと、担い手不足、高齢化といった問題が山積しているからだと思います。都市マスタープランでは、住宅や交通について記載はありますが、農業の記載も必要だと思います。議案第2号でも地権者の事情で地区計画の対象地から外

れた農地がありましたが、後々、本人が田んぼをしたくても、周りの苦情でできない人が出てくると思います。20年後を見据えたとありますが、農業関係の記載も考えていただければと思います。

事務局： 都市計画分野だけでなく、どこまで記載できるかといった問題はありませんが、農林分野についても可能な限りこの計画に記載していきたいと思えます。庁内での策定会議は全部局を集めて開催しており、その後のヒアリングでも農林水産部の方と意見交換していますので、いただいた意見を反映していきたいです。

委員： この次期都市マスタープランの検討委員会の委員長で仰せつかっています。今日、中間報告という形で、説明を事務局の方からいただきまして、これまで富山市が取り組んできたコンパクトシティ政策を引き継ぎながら、今後ますます人口減少が進んでいく中で、より良い富山市を作っていくため、どうしていけばいいかということを検討しています。説明があった通りですが、あと約1年で、検討委員と市民の皆さんの意見を聞きながら、そして都市計画審議会の皆様の意見を聞きながら、より良いものに仕上げていきたいと思えます。また、ご意見などをいただければと思えます。

会長： その他、ご意見・ご質問があれば伺いたいと思えますいかがでしょうか。特にご意見が無ければ、これで本日の議題はすべて終了となります。

事務局： ありがとうございました。
(第56回富山市都市計画審議会の閉会の案内)

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、富樫委員、長谷委員、石倉委員、
高橋委員、大島委員、江西委員、松井委員、久保委員、高原委員、
佐藤委員（代理）、樋口委員、中村委員（代理）、酒井委員（代理）（計 16 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）
都市計画課長、富山駅周辺地区整備課長、その他 6 名